

長崎県立諫早高等学校・附属中学校いじめ防止基本方針

この方針は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、長崎県いじめ防止基本方針を踏まえ、本校におけるいじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために定めるものである。

本校においては、教職員一人一人が、心豊かで安全・安心な学校をつくるために、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との共通理解のもと、「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為で、人権侵害である」という強い信念を持ち、いじめの防止等に全力をあげて取り組むこととする。

1 本校が目指す生徒像

校訓「自立創造」のもと多様性の尊重と理解に、より一層努めるとともに個性を生かし、主体性をもって社会に積極的に関わっていく人材を育成します。また、調和のとれた「徳・知・体」と深い自己理解により、様々な分野でリーダーとなり、地域や世界に貢献する人材を育成します。

- (1) 自らの目標を掲げ、学習や部活動など何事にも懸命に努力する生徒
- (2) 礼儀をわきまえ、あいさつや美化活動を進んで行うことのできる生徒
- (3) 思いやりや寛容の心を持ち、相手のことを尊重できる生徒
- (4) 豊かな情操によって、仲間と支え合い連帯できる生徒

2 取組等

(1) いじめの定義（「いじめ防止対策推進法第2条」より）

「いじめとは、当該生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じるものをいう。」

※ 例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

※ 具体的ないじめの態様（例）

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり捨てられたりされる
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑥ パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

(2) いじめの防止

- ① 教職員の取組
 - a いじめ対策委員会を核として、校内指導体制を確立し、いじめを許さない学校づくりを進める
 - b 「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等の取組を通じて、人権教育の充実を図る
 - c 情報モラル教育を徹底して、コミュニケーション能力や社会性の向上を目指す
 - d 配慮が必要な生徒については、特性を踏まえた適切な支援・指導を組織的に行う
- ② 生徒の取組
 - a 学校行事等を通じて、生徒相互の理解と親睦を深め、諫高生・附中生としての連帯感を養う
 - b あいさつ運動やボランティア活動、部活動等を通して、思いやりの心を育む
- ③ 保護者の取組
PTA総会、学級（学年）保護者会等を通して、教職員との情報交換を密にする

(3) いじめの早期発見

- ① 教職員の取組
 - a 豊かな情操を養い、良好な人間関係づくりができるよう、道徳教育の充実に努める
 - b 定期的（4月、6月、9月、11月、1月、3月）・必要に応じたアンケート調査や個人面談、保護者面談、家庭訪問等を実施し、情報収集に努める

- c 保護者との情報交換を密に行うとともに、スクールカウンセラーと連携し、早期発見に努める
 - d 学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う（相談窓口は別表の通り）
- ② 生徒の取組
- 周囲でいじめと思われる行為を見聞した場合は、速やかに保護者や教職員に連絡する
- ③ 保護者の取組
- 生徒や地域等からいじめに関する情報を得た場合は、速やかに学校又は相談機関に連絡する

(4) いじめに対する措置

- ① 教職員の取組
- a いじめ及びそれが推察される事案を把握又は通報を受けた場合は、いじめ対策委員会等を通じて組織的に対応する
 - b いじめを受けた生徒及びその保護者には、「絶対に守る」という学校の意志を伝え、安全確保と心のケアに努める
 - c 加害生徒が特定された場合は、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導し、再発防止に努める
 - d 対応に当たっては、県教育委員会や警察等との連携により、迅速かつ適切に対応する
 - e いじめ解消の要件〔ア）いじめに係る行為が止んでいること、イ）被害生徒の心身の苦痛を感じていないこと〕を満たすまで被害生徒を徹底的に守り通すとともに、解消している状態に至った場合でも、被害及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する
- ② 生徒の取組
- a いじめを受けた生徒に対し、寄り添い、支える存在となるよう努める
 - b 生徒会や学級の取組として、いじめを許さない雰囲気づくりを再確認する
- ③ 保護者の取組
- 学校や関係機関と連携協力し、問題の解決と再発防止に努める

(5) 重大事態への対応

① 重大事態の発生と調査

- a 重大事態の定義（文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」から）
- ・ いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（生命心身財産重大事態）
 - ・ いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校重大事態）
- ※ 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識する。
- ※ 重大事態については、いじめが早期に解決しなかったことにより、被害が深刻化した結果であるケースが多い。したがって、「疑い」が生じてもなお、学校が速やかに対応しなければ、いじめの行為がより一層エスカレートし、被害が更に深刻化する可能性がある。最悪の場合、取り返しのつかない事態に発展することも想定されるため、重大事態への対応の重要性を改めて認識する。
- ※ 被害生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもものとして報告・調査にあたる。生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。
- b 重大事態の報告
- ・ 重大事態を認知した場合、速やかに県教育委員会に報告する。
- c 調査を行う組織
- ・ 県教育委員会から必要な指導、人員措置等の支援を仰ぎながら、学校が組織した「いじめ対策委員会」または県教育委員会が設置した機関等において調査を行う。
- d 調査の実施
- いつ、誰からおこなわれ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情、生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り客観的・網羅的に明確にする。

② 調査結果の報告及び提供

- ・ 調査結果の報告は速やかに学校から県教育委員会へ行う。
- ・ いじめを受けた生徒及び保護者に対する情報提供を適切に行う。ただし、生徒のプライバシーや関係者の個人情報保護に十分配慮する。

3 組織

<p>【PTAとの連携】 いじめの防止、発生の際の対応において、保護者やPTAと連携して取り組む</p>	<p>【いじめ対策委員会】 校長・副校長・教頭・生徒指導主事・教務主任・教育相談部主任・各学年主任・養護教諭・該当学級担任・SC・SSW等で構成</p>	<p>【関係機関等との連携】 警察・法務局・地域の関係団体等と連携 ※必要に応じて、SC、SSW、学校評議員等とも連携して対応する</p>
---	---	--

(別表) いじめに関する主な相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間
諫早高等学校・附属中学校	0957-22-0204	8:30～16:30 (月～金)
24 時間子供 SOS ダイヤル	0120-0-78310	24 時間
こころの健康相談	095-846-5115	9:00～17:45 (月～金)
子供・家庭 110 番	095-844-1117	9:00～20:00 (毎日)
テレホン児童相談室	0956-23-1117	9:00～17:45 (月～金)
ヤングテレホン	0120-78-6714	9:00～17:45 (月～金) 土・日は留守番電話で対応
こども人権 110 番	0120-007-110	8:30～17:15 (月～金)
長崎いのちの電話	095-842-4343	9:00～22:00 (毎日)
長崎こども・女性・障害者支援センター	095-844-5132	9:00～17:45 (月～金) 9:00～17:00 (土・日)
諫早市少年センター	0120-37-0537	9:00～17:00 (月～金)

令和3年 4月 5日 改訂

令和4年 1月 30日 改訂